

改正著作権法第 104 条の 13 第 1 項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間

平成 30 年 11 月 14 日
文化庁著作権課

著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）による改正後の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「新法」という。）第 104 条の 13 第 1 項の規定に基づき、文化庁長官が「授業目的公衆送信補償金」（同項に規定する「授業目的公衆送信補償金」をいう。以下同じ。）の額の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）を行う際には、本審査基準及び標準処理期間によるものとする。

【審査基準】

「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査に当たっては、新法第 104 条の 13 の規定に基づき、以下の 1～3 に記載する要件の充足性を確認することとする。

1. 新法第 35 条第 2 項の規定により補償金請求権の対象となる行為を対象としたものであること（新法第 104 条の 13 第 1 項関係）

新法第 35 条第 3 項に定める公衆送信（遠隔合同授業）以外のための公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下同じ。）を対象とし、その他の行為を対象に含むものではないこと。

2. 教育機関関係団体からの意見聴取が適切に行われていること（新法第 104 条の 13 第 3 項関係）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。以下「非営利教育機関」という。）を設置する者の団体でこれらの教育機関の意見を代表すると認められるものから、適切に意見聴取が行われている必要があり、当該要件を満たすか否かについては、指定管理団体から提出される資料等をもとに、以下の観点に照らして判断すること。

- ・ 授業目的公衆送信が行われる非営利教育機関の種別ごとの関係団体が広く意見聴取の対象となっているか。意見聴取の相手方である関係団体は、当該非営利教育機関の種別における設置者の意見を代表するものと認められるか。
- ・ 意見聴取の手續・方法が妥当なものか。
- ・ 意見聴取の結果を指定管理団体がどのように考慮したか（具体的な補償金額の決定に反映した場合はどのように反映したか、反映しなかった場合はその理由）。

3. 補償金の額が「適正な額」とであると認められること（法第 104 条の 13 第 4 項関係）

（1）基本的な考え方

「授業目的公衆送信補償金」の額が、①新法第 35 条第 1 項の規定の趣旨、②公衆送信に係る通常の使用料の額、③その他の事情を総合的に考慮して適正な額であると認められる必要があり、①～③の各考慮要素についての具体的な考え方は以下のとおりであること。

① 新法第 35 条第 1 項の規定の趣旨

「新法第 35 条第 1 項の規定の趣旨」は、非営利教育機関における教育活動には高い公益性が認められることに鑑み、各非営利教育機関が、教育上必要な著作物等の利用に際し、個別に著作権者を検索し、許諾を得るといった手続費用を回避し、円滑に教育目的を実現できるよう、著作権者の利益を不当に害しない限度において、各教育機関における授業の過程における著作物等の利用に必要な複製や公衆送信等を行い得るようにすることにあると解される。

また、新法において第 35 条第 3 項に定める公衆送信（遠隔合同授業）以外のための公衆送信を権利制限の対象に追加したのは、ICT活用教育が教育の質向上や教育格差の是正等に果たす役割の重要性等に鑑み、これをより一層推進するためである。

これらを踏まえ、「授業目的公衆送信補償金」の額が、「高い公益性を有する非営利教育機関における教育活動に係る著作物利用」という営利事業等とは異なる特性に配慮したものとなっているか、教育機関における支払いに係る手続的負担の軽減に配慮したものとなっているか、ICT活用教育の推進に資するものとなっているか等の点について考慮を行う。

② 公衆送信に係る通常の使用料の額

「公衆送信に係る通常の使用料の額」は、著作権者の許諾を得て著作物を公衆送信する際に著作権者に支払われている額の一般的な相場を指す。当該相場のうち、利用される著作物の種類、量、利用の目的又は態様等（受信者の数を含む。）に照らして、「授業目的公衆送信補償金」と比較することが適当なものが存在する場合に、これについて考慮を行う。

③ その他の事情

「その他の事情」は、①②以外の様々な事情を指すものであり、例えば、以下の事項を考慮することが考えられる。

- i) 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等（受信者の数を含む。）の現状と今後のニーズの見通し
- ii) 非営利教育機関における教育活動に係る著作物利用について通常支払われている額の例
- iii) 諸外国の類似の権利制限規定における補償金の額の例
- iv) 非営利教育機関における教育活動について他の財・サービスの購入に充てられる支出額の状況

(2) 各考慮要素を踏まえた適正性の審査

上記(1)①～③の各考慮要素の具体的な考え方等を踏まえ、料金体系（メニュー）及び額の水準の両面について、以下の観点から総合的に適正性の審査を行う。

① 料金体系（メニュー）について

- i) 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等（受信者の数を含む。）の現状と今後のニーズの見通しに定めるものとなっているか。（(1)③i)関係）
- ii) 教育機関における補償金の支払い（利用実績の調査を含む。）に係る手続的負担に配慮されたものとなっているか。（(1)①関係）

- iii) その料金体系がどのような考え方・根拠に基づいて設定されたのかが明らかにされており、それが合理的なものと認められるか。((1) ①～③関係)

②額の水準について

- i) 以下の要素に照らして適正なものと認められるか。
- ア 「高い公益性を有する非営利教育機関における教育活動に係る著作物利用」(非営利教育機関におけるICT活用教育の推進の観点を含む) という営利事業等とは異なる特性への配慮 ((1) ①関係)
 - イ 非営利教育機関の財政面を含む運営状況等への配慮 (非営利教育機関における他の財・サービスの購入に充てられる支出額の状況に照らして、過大な負担とならないかという点を含む。) ((1) ③iv) 関係)
 - ウ 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等 (受信者の数を含む。) の現状とニーズの見通し ((1) ③i) 関係)
 - エ 公衆送信に係る通常の使用料の額 (利用される著作物の種類、量、利用の目的又は態様等 (受信者の数を含む。) に照らして、「授業目的公衆送信補償金」と比較することが適当なものが存在する場合に限る。) ((1) ②関係)
 - オ 非営利教育機関における教育活動に係る著作物利用について通常支払われている額の例 ((1) ③ii) 関係)
 - カ 諸外国の類似の権利制限規定における補償金の額の例 ((1) ③iii) 関係)
- ii) その額の水準がどのような考え方・根拠に基づいて算出されたかが明らかにされており、それが合理的であると認められるか。((1) ①～③関係)

【標準処理期間】

「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る標準処理期間は、3か月とする。ただし、この期間内に処理できない特段の事情がある場合は、この限りでない。